

(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、最近の新たな取り組みについてお示しすると、

- ① 被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡すること、婦人相談所は、速やかに、一時保護の要否判断、委託の適否の決定及び当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとした。

※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。）において、被害者の自立支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われ、医療保険上の取扱いについて、婦人相談所の証明書等により、被害者等が被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること、被害者等の医療費通知は被害者から申し出のあった送付先に送付することを示した。

※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保健課長通知）等

- ③ DV被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところであるが、配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあることから、DV被害者に係る児童手当の取扱いについて、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合に、職権により配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給するための事務処理に関する運用指針を示した。

※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成20年5月9日雇児発第0509004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等により、被害者の安全の確保に配慮することを第一に自立支援等を行うこととしている。

(3) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた246名（平成20年10月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より人身取引被害者について、婦人相談所から民間シェルター等への一時保護委託を実施しているところであり、平成20年10月末までに80名の一時保護委託が実施されたところである。

（関連資料49（211頁））

婦人相談所の体制についても、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意体制整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き、人身取引被害者に対する適切な保護をお願いしたい。

1 1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

①整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、平成20年度第1次補正予算80億円、第2次補正予算(案)1,000億円(文部科学省分を含む)、平成21年度予算(案)50億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保しているところである。

②平成20年度第2次補正予算(案)について

平成20年度第2次補正予算(案)においては、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の緊急整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う費用を計上したところである。

③平成21年度予算(案)について

平成21年度予算(案)においては、次世代育成支援対策施設整備交付金として、児童養護施設等の小規模化や児童相談所一時保護施設の環境改善等を図る整備などを推進するため、50億円計上したところである。また、平成21年度より、対象施設として、ファミリーホーム・自立援助ホーム・妊産婦ケアセンター(仮称)・小規模分園型母子生活支援施設を加えるとともに、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大することとしたところである。

なお、平成20年度第2次補正予算(案)に計上している安心こども基金(仮称)において、平成22年度まで、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしたことから、平成21年度予算(案)に計上している次世代育成支援対策施設整備交付金においては、この民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の施設整備は対象外とすることとしたところである。

おって、平成20年度予算の執行については、現時点で執行に余裕があり、第1次補正予算に計上している保育所・認定こども園の整備等についての追加協議を受け付ける予定でもあるので、平成21年度協議予定について前倒し執行を行うなど、積極的な対応をお願いしたい。

④独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

平成21年度より、独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、「新待機児童ゼロ作戦」等の取組を進めるため、以下のとおり拡充されることとなるので、関係施設等への周知をお願いしたい。

ア 保育所整備に係る融資率 80%→90% (平成22年度まで)

イ 放課後児童クラブ整備に係る融資率 75%→90% (平成22年度まで)

ウ 自立援助ホーム整備に係る融資率 75%→80%

⑤社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策の取り組み

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

とりわけ、乳児院などについては、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)が平成21年4月1日に施行されることに伴い、スプリンクラー設備は延べ面積275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務づけられることとなることから(既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。)、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用して、整備を進められたい。

イ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」(平成11年1月29日社援第212号)をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

ウ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑤社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について(通知)」(平成20年9月11日雇児発第0911001号、社援発第0911001号、障発第0911001号、老発第0911001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、使用実態調査の結果を公表し、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設等への対応、アスベストに係る施設の安全管理等、関係部局との連携などについて、適切な対応をお願いしているところであり、引き続き施設におけるアスベスト対策に万全を期されたい。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については「安心こども基金(仮称)」の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。